

# 道路法に基づく「道路附属物自動車駐車場の利用に係る標識の表示に関する条例」 (素案)の概要

## 1. 条例制定に当たっての国の基準

- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）

## 2. 条例に定める基準の考え方

国の基準を参考とし、帯広市の状況を踏まえて基準を定めます。

## 3. 参考とした基準の概要

根拠法	項目	基準の内容	
		国の基準（参考とした基準）	市の基準
道路法	道路の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示	道路の附属物である有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し駐車料金の額、駐車することができる時間等、必要と認められる事項を表示すること。	原則、国の基準どおりとするが、帯広市は有料の自転車駐車場の整備予定がないため、自動車駐車場についてのみ規定する。

## 4. 国の基準と異なる項目

項目	基準の内容		備考
	国の基準	市の基準	
表示内容及び設置場所の基準	自動車駐車場又は自転車駐車場	自動車駐車場のみ	